

名古屋能楽堂条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第61号

名古屋能楽堂条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋能楽堂条例施行細則（平成 8 年名古屋市規則第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 舞台の附属設備の表舞台設備の項中「500 円」を「750 円」に、「1,000 円」を「1,500 円」に、「10,000 円」を「15,000 円」に、「3,000 円」を「4,500 円」に、「2,000 円」を「3,000 円」に、「1,500 円」を「2,200 円」に、「1,300 円」を「1,900 円」に、「600 円」を「900 円」に、「20,000 円」を「30,000 円」に改め、同表映像設備の項中「1,000 円」を「1,500 円」に、「10,000 円」を「15,000 円」に改め、同表音響設備の項中「600 円」を「900 円」に、「2,000 円」を「3,000 円」に、「650 円」を「970 円」に、「1,300 円」を「1,900 円」に、「1,700 円」を「2,500 円」に改め、同表照明設備の項中「500 円」を「750 円」に、「2,000 円」を「3,000 円」に改め、同表同時通訳設備の項中「20,000 円」を「30,000 円」に改める。

別表 2 会議室の附属設備の表映像設備の項中「1,000円」を「1,500円」に、「10,000円」を「15,000円」に、「1,500円」を「2,200円」に改め、同表音響設備の項中「600円」を「900円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「1,300円」を「1,900円」に改め、同表一般備品の項中「700円」を「1,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋能楽堂条例施行細則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に名古屋能楽堂条例（平成8年名古屋市条例第43号）第2条第1項の規定による許可を受けている者及び同項の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。